

県活センター 雇止め



撤回裁判への支援を

今日は7回目の口頭弁論日 県民の雇用安定を埼玉県に期待

県民活動総合センター
で昨年3月に不当な雇止めがあつたこと、今まで地裁で裁判が行われていることは何度かお知らせしました。
今日は、その7回目の口頭弁論日です。
あらためて職員のみなさんにご支援をお願いします。

※ 県活を運営しているのは「公益財団法人いきいき埼玉」なので、以下、使用者は「財団」と呼びます。

組合は労契法19条が適用を主張

組合は、これまで労働契約法第19条に該当する、財団の身勝手で不当な「雇止め」であることを主張してきました。①8年間に11回の更新、②恒常的・基幹的業務に従事していた、③繰り返し継続雇用を期待させる言動があつた、④更新手続きも形式的であった、等々

財団は期間満了や臨時性等を主張

しかし、財団側はこれを認めず、労働契約法第19条は適用されない

子さんは実質的には有期雇用ではなく無期雇用と同じ状態であったことを主張してきました。

の実態からみれば、雇止めされた専門員の金

勤労時間こそ短いものの正規と同じ仕事をこなしています。財団の主張は実態に反します。

しかし、財団側はこの期間満了したから「1年、3年の雇用期間が満了したから」と主張して雇止めを適法としています。

それなら、なぜ、1年、3年で雇用契約を終了しないで雇い続けたのでしょうか？

便利に使いたい時は、雇用期間の規定に關係

間が満了したから」と主張されていました。財団の間が明示されていたから」と主張して雇止めを適法としています。

半数が非正規なのですから「専門員なしに財団は立ち行かない」と正規職員からも言われてました。(4)更新手続きを「厳格」に行つて

関係法令など関係なし」という無法地帯の現実が数多く見られます。そこでは「労働

関係法令など関係なし」という無法地帯の現実が数多く見られます。そこでは「労働

実態に基づいて判断し、非正規労働者の保護を図ることを定めました。
具体的には、社会通念上で無期雇用と同様とみられる場合、労働者

無期雇用同様の実態なら雇止めは無効

労働契約法第19条は、雇用通知や就業規則等の記載だけでは非正規労働者の法的地位が不安定になつてしまつことから、雇用契約の形式

雇止めは違法つまり、

いたとも財団は言いません。でも、試験？採点・評価？には客觀性があるんで許せません。
労働者はモノ・道具ではありません。今、非常勤とする労働者の多くは、労働時間こそ短いものの正規と同じ仕事をこなしています。財団の主張は実態に反します。

労働時間こそ短いものの正規と同じ仕事をこなしています。財団の主張は実態に反します。

埼玉県職員のみなさんも、非正規で働くことの不安、厳しさ、理不尽さなどに想いを寄せてください。そして、埼玉県が雇用の安定化に積極的な役割をはたしてください。

私たちの組合には民間企業委託労働者もいるます。そこでは「労働関係法令など関係なし」という無法地帯の現実が数多く見られます。そん



あらたずさんな「雇止め」は明らか

雇止め通知は7日前

理由は後づけ

裁判主張は印象操作

原告の金子さんを励ます組合の会合でも、「雇止め通知が7日前では次の仕事も見つか

らないよ」と、同じ非正規で働く方々から怒りの声が上がりました。

おけば済むことです。残念なことに、財团幹部はすべて埼玉県派遣職員の方々です。団

体交渉参加者の中には県の就労支援プロジェクトの委員をされている方までいました。

「7分の5」です。正規と専門員の労働日の差は1日でしかありません。

しかし、正規職員の非正規の専門員が2名配置の体制でした。主任や主事はいません。

課の日常実務は金子さんたちが担っています。臨時組織ならともかく財務課なのですから、財團があるか

せん。それを、裁判官に専門員の出勤日数が少ないイメージを持たせるために「週7日」

規と専門員の労働日の差は1日でしかありません。

どちらが何を主張するかは、

二つ目のスリ替えは、

「全ての業務に正規職員の確認を要するものであつた」という主張

ことです。「確認」を

き換えてみれば分かる

ことです。課に、要したから専門員の業

務は「臨時的・補助的」

などと言えなことは

誰にも分かるはずです。

「正規職員」の文字

を「課長・主査」に置

り前のことです。

専門員と正規の差は1日だけ

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、1週間の7日を使って、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

本質のすり替えが本当なら 県の監督課は放置するの?

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、1週間の7日を使って、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結

して雇用を守るしかあ

りません。一緒に運動

に参加してください。

残念ながら、今回の裁判で事前に文書を渡して

裁判の様子を報告します。財団はどんなことを言っているのか?

一週7日間営業を行つ

少なく見せるために、「7分の4」約半分などと主張しています。

字を使つて印象操作をしています。

「職務給原則」にもとづく県庁で「課長や主査が、主任や主事の実務をしています」などと言えるでしょうか?

恒常的業務は「正規職員が行っていた」という主張の無理押しされています。ここには2つスリ替えがあります。

金子さんは勇気をもつて裁判まで起こしたから問題点が明らかになつてきました。

金子さんが所属した

業務を「課長と主査が行っていた」という意味になることをよく認識すべきです。

私たち、非正規公務員、指定管理・民間委託労働者の組合には、

「労働契約法による保

護」の制度の谷間にい

る非正規公務員には何

の権利も保障されてい

ないのが現状です。

非正規雇用でも労働

者としての権利が保障

されよう。県庁職員

さんは労働組合に団結